

令和3年5月14日

学校法人 淳心学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 淳心学園

常勤監事 佐藤 進一



監事 名越 隆雄



監査実施報告書

1. 私たちは当学校法人について、次のような監査を実施しましたので、報告いたします。

私立学校法第37条第3項、第4項及び学校法人淳心学園寄附行為第18条、第2項、第3項の規定に基づき、学校法人淳心学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。

私たちは、監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、担当理事から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を監査点検するとともに、会計監査人と連携し、計算書類についてその正確性を検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

当学校法人の業務運営に関する決定及び執行は、監査の結果、適切であり、計算書類は会計基準に準拠して作成されており、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収入支出及び財産の状況を正しく表示しております。業務及び財産に関する不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はない、と認めます。

2. 私たちは、監事監査項目につき、大別すると業務監査と会計監査を実施しました。

(1) 業務監査の主な内容は、理事会の運営に関する事項や理事等の業務執行に関する事項等について、必要と思われる視点からの監査を行いました。

その結果は適正である、と認定しました。

- (2) 会計監査の主な内容は、内部統制の整備状況と期末の財産状況、に関する事項です。

内部統制の整備状況は、財産監査に必要なと思われる会計監査や予算の執行状況は適正か、の確認であり、収入支出の記録は根拠ある事実より行われているか、取引記録は現実の事実を正確に処理しているか、などの確認です。

また、期末の会計財産状況の確認は重要な項目です。すべての取引や収入支出が会計処理の対象として処理されているか、計算書類や財産目録は真実かつ明瞭に表示されているか、教育研究費や管理経費は適切に区分されているか、証憑書類、決裁書類、請求書、見積書、領収書等は適正に処理されて適切に保管されているか、財産の保管管理状態は適切であるか、決算の整理は適切になされているか、財政状態の健全性は中長期視点から検討されているか、など必要と思われる視点から監査し、確認事項は多岐にわたりました。

その結果は、いずれも適正である、と認定しました。

以上

監事名

常勤監事 佐 藤 進 一

監事 名 越 隆 雄



令和 2年度
(2020年度)

監事監査チェック表

自令和 2年 4月 1日～至令和 3年 3月 31日

前期 後期 年間

監査項目		監査結果		
		可	否	該当なし
業務監査		—	—	—
(1) 理事会の運営に関する事項		—	—	—
	① 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないか	○		
	② 意思決定過程が合理的か	○		
	③ 意思決定内容が法令又は寄附行為などに違反していないか	○		
	④ 意思決定内容が通常の法人経営者として明らかに不合理でないか	○		
	⑤ 意思決定内容が理事の利益又は第三者の利益ではなく当学校法人の利益を第一に考えてなされているか	○		
	⑥ 理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務、などの義務が履行されているか	○		
	⑦ 理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているか	○		
	⑧ 理事会が業務執行理事の監督義務を適切に履行しているか	○		
	⑨ 理事会が、内部統制を適切に構築しているか	○		
	⑩ その他			○
(2) 理事などの業務の執行に関する事項		—	—	—
	① 理事会決議その他において行われる理事の意思決定が明らかに不合理でないか	○		
	② 理事会が業務執行理事の監督義務を適切に履行しているか	○		
	③ 理事会の決定に基づき次の内部統制を運営しているか	○		
	イ 理事及び職員の職務の執行が法令及び寄附行為などに適合することを確保するための体制があるか	○		
	ロ 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制があるか	○		
	ハ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制があるか	○		
	ニ 監事監査の実効性を確保するための体制があるか	○		
	ホ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制があるか	○		
	④ その他			○
監事意見	業務監査は監事が担う重要な職務である。令和 2年度をまとめると、おおよそ次の通りになります。 理事会の運営に関する事項としては、①から⑨までの各項目は、いずれも適正である、と認定しました。理事会の決議、意思決定の仕方に、不合理はなく、理事長他理事は、業務執行の状況を適切に報告しており、善管注意義務、忠実義務を履行しており、理事会が各理事の監督義務を履行し、内部統制を適切に構築した、といえます。 理事などの業務執行に関する事項は、①から③までの各項目は、理事会決議や意思決定が合理的であり、理事会は各理事の監督義務を履行して、内部統制を構築しており、いずれも適正である、と認定しました。 このほか、理事会の運営では、各理事の業務執行、決定について、法令や寄附行為に該当する重大な違反はない、と認定しました。 以上			

監事名

常勤監事 佐藤 進一

監事 名越 隆雄



令和 2年度
(2020年度)

監事監査チェック表

自令和 2年 4月 1日～至令和 3年 3月 31日

前期 後期 年間

監査項目		監査結果		
		可	否	該当なし
会計監査・財産監査		—	—	—
(1)内部統制の整備状況に関する事項		—	—	—
① 会計監査人、内部監査室の監査方針、監査計画は相当か ② 予算(補正予算を含む)の執行状況は適正か ③ 期末の収支状況は根拠のある数字に基づき適正になされているか ④ 取引記録は現実の証憑に基づき正確に記録されているか ⑤ 固定資産の購入、廃棄、譲渡などの手続きは適正か。 その価格は妥当か ⑥ その他	①	○		
	②	○		
	③	○		
	④	○		
	⑤	○		
	⑥	○		○
(2)期末の財産の状況に関する事項		—	—	—
① すべての収入及び支出が、会計処理の対象とされているか ② 計算書類(資金収支計算書、活動区分収支計算書、貸借対照表)、財産目録は真実かつ明瞭に表示されているか ③ 計算書類、財産目録の適法性、合目的性及び整合性について、適正に認識しているか ④ 適正な勘定科目で処理されているか ⑤ 予算と決算の差異の分析並びにその年次比較が適切になされているか ⑥ 教育研究費と管理経費は適切に区分されているか ⑦ 会計帳簿は適正に作成されているか ⑧ 証憑書類は適切に保管されているか (決裁書、見積書、請求書、及び領収書等) ⑨ 財産の管理状況は妥当か (財務の健全性、特異な支出、資金移動の有無) ⑩ 固定資産は教育用と管理用に区分され、実在しているか ⑪ 基本金の組入れ、取崩し、修正は適正になされているか ⑫ 資産、負債の含み損益は適切に把握されているか ⑬ 決算整理は適切になされているか ⑭ 計算書類における脚注表示は適正か ⑮ 収入超過、支出超過などについて把握し、財政状況の健全性が中長期的視点から検討されているか ⑯ 後発事象は適切に認識されているか ⑰ 偶発事象は適切に認識されているか ⑱ その他	①	○		
	②	○		
	③	○		
	④	○		
	⑤	○		
	⑥	○		
	⑦	○		
	⑧	○		
	⑨	○		
	⑩	○		
	⑪	○		
	⑫	○		
	⑬	○		
	⑭	○		
	⑮	○		
	⑯	○		
	⑰	○		○
	⑱			○
監事意見		当学校法人の、財政状態の適正運営や維持管理状況を確認することは、監事の重要な職務である。 内部統制に関する整備状況①～⑤に関する事項は、監査の妥当性、予算の執行状況、期末の処理状況、取引記録の正確性、固定資産処理手続きの妥当性等は、適正である、と認定しました。 期末の財産状況①～⑱に関する事項は、収入支出のすべての会計処理が対象とされており、計算書類や財産目録は真実明瞭に表示され、適正科目で処理され、予算と決算の差異分析も妥当であり、適正である、と認定しました。 教育研究費と管理経費の区分も適切である他、会計帳簿も適正作成され、証憑書類も適正に作成、保管されていた。 財産の管理状況は妥当である他、基本金処理、決算整理は適切に処理されており、適正である、と認定しました。 (1)、(2)、いずれも適正である、と認定しました。 (特記事項・特記情報) こうした中で、令和2年度は、期中を通じて、4月新型コロナウイルス感染防止緊急事態宣言の発令など受け、これまで経験したことのない世界的災害の中で、授業体制の緊急変更など人的、機器的、資金的、負担に忍耐強く、法人運営した。 大学は、在学生、新入生へのリモート画面授業への緊急対応など特段の負担に順応したほか、学生は自宅、自室、寮室、など自己学習を余儀なくされ、孤立化防止を創意工夫し、意思疎通不足を補い、1年を乗り切りました。 各教員は非対面授業による学力低下防止に努め、実習研究不足を補うなど維持向上に特別配慮し、負担過重の中で乗り越えました。幼稚園は状況に合わせ緊急措置を取りつつ、慎重に対応運営し、無事乗り越えました。 この天然災害は今後1年程度は、慎重かつ十分な備えが必要との観測があるので、今後も注意深い対処を要します。 当学校法人は、令和3年度以降の安定経営に向けて、創意工夫を凝らし、新しい考え方を取り入れ、知恵を絞って、自立自営の収支均衡経営の実現に法人全体を挙げて業務推進することが要請されます。 以上		